

## まちづくり委員会資料

### 所管事務報告

川崎市耐震改修促進計画改定及び耐震化に向けた助成制度の見直しについて

- 資料 1 川崎市耐震改修促進計画改定について
- 資料 2 耐震化に向けた助成制度の見直しについて
- 資料 3 川崎市耐震改修促進計画改定案 及び 耐震化に向けた助成制度の見直し（案）に関する意見募集の実施結果について
- 参考資料 1 国の補助制度改正に伴う沿道建築物の補助率及び限度額の変更概要について
- 参考資料 2 川崎市耐震改修促進計画

まちづくり局

## 1 背景と目的

「川崎市耐震改修促進計画（以下、「促進計画」という。）」では、地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するため、災害に強いまちづくりを推進することを目的として本市の基本的な耐震対策を定めている。今回、促進計画の計画期間が令和2年度末に満了するため、現計画期間中に改正された国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「基本方針」という。）」や、耐震化の現状と課題等を踏まえ、新たな計画期間、目標等を定めた改定を行う。

- 平成 18 年 1 月 耐震改修促進法の改正及び基本方針の策定
- 平成 19 年 3 月 促進計画策定（計画期間：平成 19 年～平成 27 年度）
- 平成 25 年 11 月 耐震改修促進法及び基本方針の改正  
特定建築物<sup>※1</sup>のうち大規模建築物及び沿道建築物<sup>※2</sup>の耐震診断義務化  
※1 特定建築物とは、多数利用建築物、危険物貯蔵場等建築物及び通行障害建築物の総称  
※2 沿道建築物とは、通行障害建築物のうち平成 27 年 5 月に市が指定した道路沿いにある建築物
- 平成 28 年 3 月 促進計画改定（現計画期間：平成 28 年～令和 2 年度）
- 平成 31 年 1 月 耐震改修促進法施行令及び基本方針の改正
- 令和 2 年 5 月 国土交通省による「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において、耐震化の目標変更に係る提言がなされたことにより、今後、基本方針の改正が予定されている

## 2 現状と課題

### (1) 耐震化の現状

#### ① 現計画の目標値

住宅及び特定建築物の耐震化の目標値を令和2年度までに耐震化率95%と定め、耐震化を推進。

#### ② 目標達成状況

##### (ア) 住宅

住宅総数における耐震化の状況は、令和2年度末に95.6%となると推計され、目標を達成。

【表1 住宅の現状】

建築物の種類	平成27年度末		令和2年度末	
	耐震性あり/全戸数	耐震化率	耐震性あり/全戸数	耐震化率
<b>住宅総数</b>	<b>632,700戸/684,100戸</b>	<b>92.4%</b>	<b>683,500戸/714,400戸</b>	<b>95.6%</b>
木造戸建住宅	118,200戸/153,200戸	77.1%	139,100戸/159,900戸	86.9%
共同住宅等	514,500戸/530,900戸	96.9%	544,400戸/554,500戸	98.1%

〔住宅・土地統計調査に基づくまちづくり局調べ〕

##### (イ) 特定建築物

特定建築物の総数における耐震化の状況は、令和2年度末95.2%となると推計され、目標を達成。

【表2 特定建築物の現状】

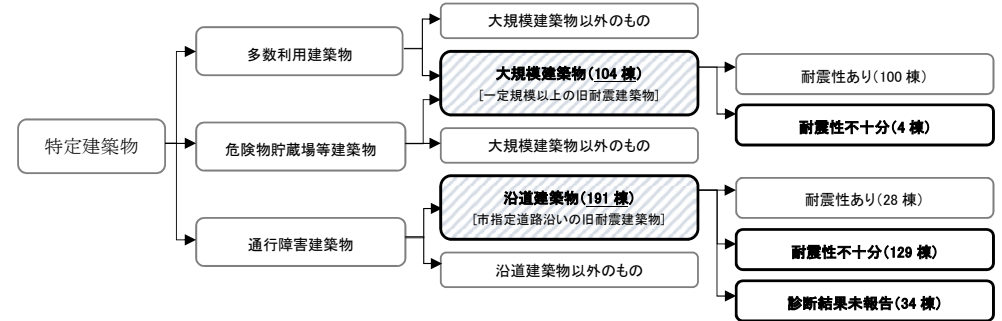
建築物の種類	平成27年度末		令和2年度末	
	耐震性あり/全棟数	耐震化率	耐震性あり/全棟数	耐震化率
<b>特定建築物総数</b>	<b>11,552棟/12,501棟</b>	<b>92.4%</b>	<b>12,862棟/13,502棟</b>	<b>95.2%</b>

〔まちづくり局調べ〕

#### ③ 耐震診断義務付け対象建築物の状況

特定建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物の現状は、令和2年度末で対象295棟、耐震性が不十分なものの133棟、耐震診断結果未報告により耐震性が不明なもの34棟。

【図1 耐震診断義務付け対象建築物（網掛け）の現状（令和2年度末時点）】



〔まちづくり局調べ〕

## (2) 耐震化の課題

### ① 住宅

#### (ア) 木造住宅

- ・住宅全体の耐震化率は目標を達成したが、木造戸建住宅の耐震化率は低い状況にある。
- ・耐震性が不十分なものの中には、現支援制度対象外のものや、所有者等が居住していないものがあると想定される。  
⇒ 耐震化支援制度対象の見直しや空き家活用等の取組との連携による耐震化の促進など、多角的な視点からの対策も必要。
- ・ダイレクトメール送付による個別周知など、一定の周知を行っているものの、各支援制度の利用数は少ない。
- ・耐震診断を行ったものの、耐震化や助成制度に対する疑問・不安などにより耐震改修につながらないケースが多くある。  
⇒ 耐震化に対する関心をさらに高めるとともに、耐震化に確実につなげる工夫が必要。

#### (イ) 分譲マンション

- ・耐震化は進んでいるものの、耐震性が不十分な高経年分譲マンションが残り続けることが懸念される。  
⇒ 管理適正化に向けた取組の一環として耐震化に係る支援や相談・助言、情報提供を行うなど、住宅政策と連携して管理組合を継続的に支援する必要がある。

### ② 特定建築物

#### (ア) 特定建築物

- ・耐震性の不十分な特定建築物は、多数利用建築物の倒壊による市民への被害や、緊急輸送道路等の道路閉塞を引き起こす要因となる。  
⇒ まち全体の耐震化に向けて、引き続き耐震化を促進する必要がある。

#### (イ) 沿道建築物

- ・平成31年3月を報告期限とした耐震診断結果の報告をいまだ行っていない所有者が残っている。  
⇒ 未報告の所有者に対して、法に基づく報告命令等の措置が必要である。
- ・経済的負担や工事中の生活への影響等の理由により耐震化が進んでいない状況にある。  
⇒ 耐震化実施の妨げとなっている要因を解消するとともに、建築物所有者が個々の事情に応じた耐震化を行えるよう新たな施策が必要である。

# 川崎市耐震改修促進計画改定について

## 3 改定の概要

### (1) 基本的な考え方

- 市民の生命や財産を守る観点から、所有者等による耐震化の取組を引き続き支援し、耐震化を促進する。
- 耐震化率が低い木造戸建住宅、及び耐震化の重要性の高い沿道建築物については、効果的な普及啓発、支援制度とするための見直しや拡充を図るなど、重点的に取組を進める。

### (2) 計画期間及び耐震化の目標

○計画期間は国の基本方針を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

#### ① 住宅の目標

令和7年度までに住宅の耐震化率を98%とする。

(目標設定の理由)

- ・国の基本方針における住宅の目標値が変更(令和7年までに耐震化率95%、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消)となる見込みであるが、本市においては、令和2年度末時点で、国の令和7年までの目標値を達成。
- ・令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを見据えた令和7年度までの目標値として、これまでの耐震化率の進捗状況や、木造住宅に対する今後の重点的な取組を踏まえるとともに、本市の国土強靱化に係る計画等の指針である「かわさき強靱化計画」における減災目標の考え方も踏まえて設定する。

#### ② 特定建築物の目標

令和7年度までに特定建築物の耐震化率を97%とする。

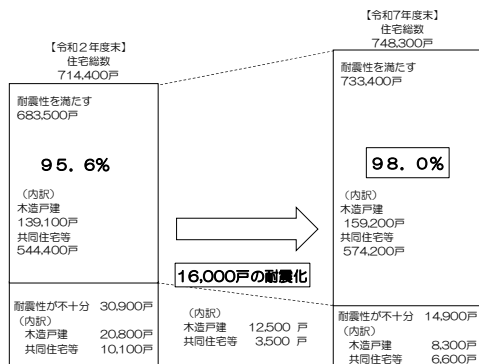
令和7年度を目的に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消する。

(目標設定の理由)

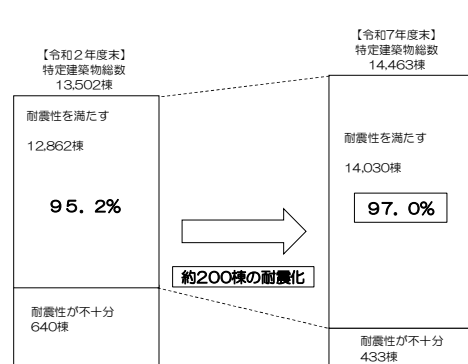
- ・これまでの耐震化率の進捗状況や、沿道建築物に対する今後の重点的な取組を踏まえた上で、特定建築物全体としての目標値を設定する。
- ・国の基本方針に基づき、耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に特化して目標を新たに設定する。

#### ③ 耐震化目標を達成するための必要数

【図2 耐震化が必要な住宅戸数】



【図3 耐震化が必要な特定建築物棟数】



### (3) 基本的な考え方に基づく主な施策の方向性

#### ① 木造住宅における重点的な取組の推進

##### (ア) 助成制度等の拡充、見直し

- ・これまで耐震診断士派遣制度、耐震改修助成制度及び耐震シェルター等設置助成制度の対象外であった店舗等の割合が過半を超えるもの、法人所有の住宅、及び所有者等から委任を受けた者からの申請を対象に追加する。
- ・国の制度を活用した効果的な支援を行うにあたり、耐震改修助成制度の補助率を一部見直す。

##### (イ) 所有者等に対する働きかけの強化

- ・耐震診断済みの所有者に対して、建築士派遣による個別の相談体制を強化する。
- ・これまでの取組に加えて、所有者以外をターゲットとした、こどもから高齢者まで幅広い世代へ向けた普及啓発や、町内会等と連携した出前講座への建築士派遣を行う。
- ・所有者が居住していないものについても、空き家活用等の取組と連携し、耐震化への働きかけを行う。

#### ② 沿道建築物における重点的な取組の推進

##### (ア) 助成制度の拡充

- ・所有者等が個々の事情に応じた耐震化を行えるよう、新たに除却及び段階的改修に対する支援制度を創設する。

##### (イ) 所有者等に対する働きかけの強化

- ・耐震診断実施を促す建築士派遣について、耐震化に向けた働きかけや相談対応を行うものに見直し、耐震化への相談体制を強化する。
- ・なお、耐震診断結果を未報告である所有者に対しては、法に基づく報告命令を行い、報告済みの診断結果とあわせて令和3年度早期に公表する。

#### ③ その他の取組

##### (ア) 分譲マンションにおける継続的な取組

- ・管理適正化に向けた取組の一環として、マンション管理組合をサポートする制度等と連携しながら、引き続き耐震化の情報提供や支援を行う。

##### (イ) 特定建築物における継続的な取組

- ・引き続き様々な機会を捉えて、耐震化の重要性についての意識啓発や支援を行う。

### (4) 公共建築物における一層の安全性の確保

- 特定建築物及び重要建築物に該当する公共建築物については、平成27年度に耐震対策を完了。一方で、資産マネジメントの観点から、施設の長寿命化を見据えた新たな取組方針を策定し、長寿命化の計画的な推進や施設のさらなる強靱化を図るなど、一層の安全性の確保に向けた取組を実施する。

## 4 今後のスケジュール

- 令和3年3月31日 促進計画改定、各支援制度要綱等の改正
- 令和3年4月1日～ 促進計画に基づく各支援制度要綱等の運用開始及び耐震施策の推進

## 1 現行制度の見直しの概要及び基本的な考え方

○市民の生命や財産を守る観点から、所有者等による耐震化の取組を引き続き支援するとともに、耐震化率が低い木造戸建住宅、及び耐震化の重要性の高い沿道建築物については、効果的な普及啓発、支援制度とするための見直しや拡充を図るなど、重点的に取組を進める。

		現行	改正
住宅	木造住宅	耐震診断士派遣制度	<b>制度対象の拡充</b>
		耐震診断・設計・改修助成制度	<b>一部補助率の見直し・制度対象の拡充</b>
		耐震シェルター等設置助成制度	<b>制度対象の拡充</b>
	分譲マンション	予備診断士派遣制度	継続
		耐震診断・設計・改修助成制度	継続
特定建築物	特定建築物	耐震診断・設計・改修助成制度	継続
	沿道建築物	耐震診断・設計・改修助成制度	<b>耐震改修助成制度メニューの拡充</b>

## 2 具体的な内容

### (1) 木造住宅の制度対象の拡充及び耐震改修助成制度補助率の見直し

○現支援制度で対象外であった申請を対象に追加するとともに、空き家活用等の取組と連携した耐震化対策を行い、耐震化を促進する。

#### <現行>

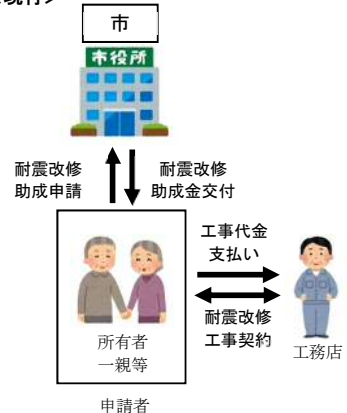
制度対象（派遣制度、助成制度）
○店舗等が全体の1/2以下のもの
○過半の所有が法人でないもの
○所有者又は一親等以内の親族のみ

#### <改正>

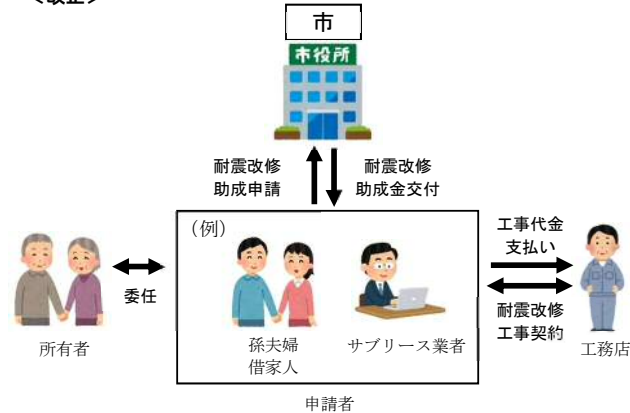
制度対象（派遣制度、助成制度）
○店舗等の割合は問わない
○個人、法人は問わない
○所有者等又は委任を受けた者*

※所有者等から委任を受けた者のイメージ

#### <現行>



#### <改正>



所有者又は一親等以内の親族のみ申請可能 → 所有者又は委任を受けた者でも申請可能

○促進計画改定のタイミングを捉え、国の支援メニューを活用した効果的な支援を行うことで、木造住宅の耐震化をより一層促進するとともに、補助率を一部見直す。

#### <現行>

		補助率	限度額	
全体改修 一般世帯	補強計画	2/3	15万円	合計 100万円
	補強工事	2/3	85万円	
全体改修 非課税世帯	補強計画	3/4	15万円	合計 150万円
	補強工事	3/4	135万円	

#### <改正>

		補助率	限度額	
全体改修 一般世帯	補強計画	4/5	15万円	合計 100万円
	補強工事	4/5	85万円	
全体改修 非課税世帯	補強計画	4/5	15万円	合計 150万円
	補強工事	4/5	135万円	

※部分改修の補助率は現行のまま

### (2) 沿道建築物の耐震改修助成制度メニューの拡充

○耐震化の新たな選択肢として除却への助成を行うとともに、所有者の負担を少しでも軽減し耐震改修に踏み出しやすくするため、段階的な耐震改修についても助成対象とすることにより、令和7年度を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のおおむね解消に向けて、耐震化を促進する。

#### <現行>

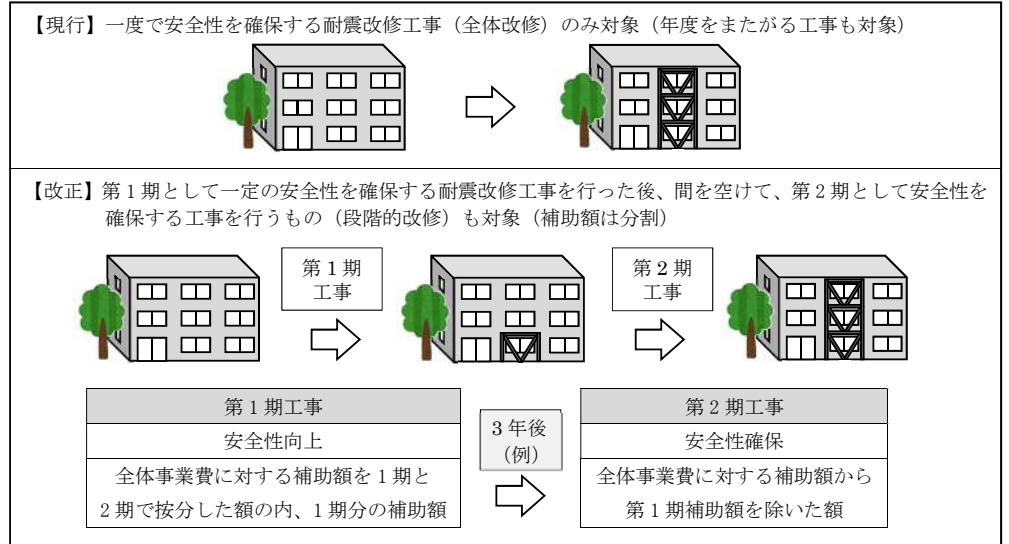
		補助率	限度額
耐震改修	木造	3/4	135万円
	非木造	2/3	4,000万円
除却	木造	制度なし	
	非木造	制度なし	

#### <改正>

		補助率	限度額
		49/60	147万円
<b>段階的改修も対象*</b>			
		11/15	4,400万円
<b>段階的改修も対象*</b>			
		49/60	108万円
		11/15	2,200万円

下線部：沿道建築物については、国から申請者への直接補助であったものが、令和3年度より間接補助となることに伴い、市の補助率及び限度額が変更となっている。なお、申請者、国、県、市の負担割合は変わらない。

※段階的な耐震改修のイメージ



## 川崎市耐震改修促進計画改定案及び耐震化に向けた助成制度の見直し（案）に関する 意見募集（パブリックコメント手続）の実施結果について

### 1 概要

平成18年1月に耐震改修促進法が改正施行され、これを受け本市では、平成19年3月に川崎市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）を策定しました。

その後、平成28年3月に促進計画の改定を行い、国の基本方針に基づき、住宅、特定建築物について、令和2年度までに耐震化率95%の目標を掲げ、取組を進めてまいりました。

今回、促進計画の計画期間満了に伴い、国の基本方針等に基づき、令和7年度までを計画期間とする促進計画改定案及び耐震化に向けた助成制度の見直し（案）をとりまとめ、広く市民の皆様からの御意見を募集した結果、6通11件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎市耐震改修促進計画改定案の策定及び耐震化に向けた助成制度の見直し（案）に対する意見募集について
意見の募集期間	令和3（2021）年1月29日（金）～令和3（2021）年3月1日（月）
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより（2月21日号掲載）</li> <li>・ 川崎市ホームページ</li> <li>・ 資料の閲覧（かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）、各支所・出張所、各市民館、各図書館、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課）</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市ホームページ</li> <li>・ 資料の閲覧（かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）、各支所・出張所、各市民館、各図書館、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課）</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		6通（11件）
内訳	郵送	通（ 件）
	持参	通（ 件）
	FAX	3通（ 3件）
	電子メール	3通（ 8件）

#### 4 御意見の内容と対応

意見募集の結果、主な御意見として、建築士派遣など普及啓発に関する御意見や、耐震化に向けた助成制度に関する御要望などが寄せられました。

本市の対応として、寄せられた御意見が、御要望や今後の参考とするものであったことから、国の補助制度改正等を踏まえた必要な修正等を行った上で、川崎市耐震改修促進計画を改定するとともに、助成制度の見直しを行います。

##### 【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

##### 【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 計画全般に関すること			1	4		5
2 耐震化にかかる普及啓発に関すること		1		1		2
3 耐震化に向けた助成制度に関すること				4		4
合計		1	1	9		11

##### 【具体的な御意見の内容と市の考え方】

- 1 計画全般に関すること . . . 3ページ
- 2 耐震化にかかる普及啓発に関すること . . . 5ページ
- 3 耐震化に向けた助成制度に関すること . . . 6ページ

1 計画全般に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	<p>昭和 56 年以前の木造建物の殆どが耐震診断をすると耐震性不十分と判定される為、一般診断の必要性を感じない。</p> <p>また、調査範囲が不十分であることからあまり意味がないのではないかと。</p>	<p>一般診断は、壁や柱などの耐震要素や劣化状況などを評価し行うもので、それぞれの建築物により状況は異なることから、一般診断を行うことにより耐震性の有無を判定します。</p> <p>所有している建築物の状況を知ることにより、より耐震化の必要性を認識していただくため、耐震化の第一歩として、木造住宅耐震診断士派遣制度を実施しているものです。</p> <p>診断士派遣制度は、国土交通大臣により認められた一般診断法に基づき、原則として非破壊調査によってわかる範囲の情報で一般診断を実施しています。</p>	D
2	<p>平成 12 年以前の木造建物も現在の耐震基準より弱いことを知らない人がほとんどなので、周知する必要があると思う。希望する方にはアドバイザーとして診断士を派遣するなど何かしらの制度を設けた方がよい。</p>	<p>木造建築物について、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震における国土交通省の建築物被害の原因分析調査において、昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準で建てられたものと比べ、それ以前に建てられた旧耐震基準のものの倒壊率が顕著に高かったとされています。</p> <p>このことから、旧耐震基準の木造戸建住宅が多く残る本市の耐震化の状況を踏まえ、優先的に旧耐震基準の木造住宅の耐震化に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
3	<p>緊急交通路または第一次緊急輸送道路であるにもかかわらず、都市計画上の幅員が満足でない道路が多数あるので、特に耐震診断を義務化するような道路については計画道路幅員を最低 25 メートル以上に見直し頂くように関係各所の調整を願う。</p>	<p>本市の都市計画道路の幅員については、社会情勢の変化等を踏まえ、その必要性を総合的に検証し、必要に応じて見直しを進めることとしています。</p> <p>なお、耐震診断を義務付けている緊急交通路及び第一次緊急輸送道路については、災害時に沿道の建築物の倒壊等により閉塞しないよう、耐震化に係る助成制度の拡充などにより、重点的に耐震化を図っていくこととしています。</p>	D

4	<p>耐震診断結果報告を行っていない沿道建築物が都市計画道路の計画区間の道路予定地にある場合、市が勧告の上で将来の道路用地の先行取得として強制収用を行い、耐震診断の助成分以外の費用相当額を差し引いた金額を補償する制度を整備願う。</p>	<p>本市の都市計画道路の整備については、道路整備プログラムに基づき計画的に推進していくこととしております。</p> <p>なお、耐震診断結果報告を行っていない沿道建築物については、耐震改修促進法に基づき、所有者に対して耐震診断結果の報告を命令するなど、法に基づく措置を行ってまいります。</p>	D
5	<p>宅地造成について、建物を補強しても、擁壁に問題があれば倒壊する可能性は改善されない。</p> <p>建物の耐震化率は擁壁についてまったく考えていないのではないか。土地と建物は切り離せない。</p> <p>擁壁も助成制度はあるが、建物以上に費用がかかるために、利用される方が少ないと思う。</p> <p>古い擁壁が崩れて狭い山道をふさいでしまい、市民の逃げ場がなくなる事を懸念している。これはとても難しい問題だと思うが、今以上に検討が必要ではないか。</p>	<p>建築物の耐震化を促進する上で、建築物だけでなく、宅地の耐震化も重要と考えていることから、川崎市耐震改修促進計画に施策を位置付けています。</p> <p>今後も引き続き、関係部局で連携しながら、まち全体の総合的な耐震化の推進に向けた取組を進めてまいります。</p>	C



## 2 耐震化にかかる普及啓発に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	町内会と連携した出前講座は大変有効のような気がする。ほかにも住民を巻き込んだ方法で耐震改修の方策を考えられたら良い。	災害に強いまちづくりを推進するために、積極的に町内会や自主防災組織等と連携し出前講座を開催することに加え、新たに建築士派遣による相談体制の強化を図るなど、耐震化の促進に向けた取組を進めてまいります。	B
2	昭和 56 年以前の木造建物で耐震性不十分なものについて、耐震補強を考えている方のみに、アドバイザーとして診断士を派遣した方が良い。	昭和 56 年以前の木造住宅について、耐震化の第一歩として、診断士派遣による一般診断を実施してまいりました。 さらに今後は、耐震補強を検討されている方を含む一般診断を行った木造住宅の所有者等に対して、新たに建築士の派遣を実施し、耐震化への疑問や不安に対する相談対応を行うなど、耐震化の促進に向けた取組を進めてまいります。	D

### 3 耐震化に向けた助成制度に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	<p>今回の助成制度の見直し案について、対象範囲の拡大、沿道耐震化建築物除却工事に対する助成制度など耐震化に対するハードルが一段下がったように感じる。今般の厳しい状況の中であるが、助成金の限度額増額についても、今後、検討頂きたい。</p>	<p>耐震化率が低い木造戸建住宅及び耐震化の重要性が高い沿道建築物については、効果的な普及啓発、支援制度とするための見直しを図り、重点的に取組を進めてまいります。</p> <p>なお、補助率及び限度額について、現時点では、他都市と比較しても適切な設定であると考えております。</p>	D
2	<p>木造住宅耐震改修助成制度のハードルを下げた方が良い。</p> <p>一定程度の耐震性まで上げなくても、現在の耐震性より上がれば補強する意味はある。個々が支払える費用の中で補強することが重要で、お金がある人のみが恩恵を受ける助成制度では問題があるのではないか。</p>	<p>木造住宅に対する助成制度については、市民の生命を守る観点から、災害被害の軽減に寄与する方策として部分改修や耐震シェルター等に対する助成制度を設けるなど、多様な選択肢の中から実施可能な対策を選んでいただけるよう取り組んでおります。</p> <p>あわせて、木造住宅の所有者の個々の事情に応じた相談が行えるよう、新たに建築士の派遣を実施し、耐震化への疑問や不安に対する相談体制の強化を図り、耐震化の促進に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
3	<p>沿道建築物の除却への助成制度について、補助対象となる工事内容の記載がないので敷地内の工作物や植栽について対象となるか不明だが、制度を設けるだけでなく、補助対象範囲も充実した方がさらに促進されると思う。</p>	<p>除却の補助対象の範囲については、原則として耐震性が不十分な沿道建築物及び付属する工作物等に該当する部分とし、物置の処分や植栽の伐採などについては補助対象外としています。</p> <p>なお、制度の詳細については、沿道建築物所有者へのお知らせや個別説明等を通じて、きめ細やかな周知・説明を行ってまいります。</p>	D

4	<p>沿道建築物について、耐震性が不十分な沿道建築物の耐震化により道路閉塞を防ぐという本来の目的を達成するため、耐震診断に対して一律に補助するのではなく、その後の補強を行うかによって、耐震診断への助成率を変えるなどの検討も行った方がよいのではないかと。</p>	<p>沿道建築物の耐震診断にかかる費用については、耐震改修促進法に基づき道路を指定した市が負担するものとされており、また、その負担額についても標準的な費用が定められております。</p> <p>診断の結果、耐震性が不十分であった沿道建築物に対しては、耐震改修への助成に加えて、新たに段階的改修や除却についても助成対象とするとともに、建築士を派遣して耐震化への相談体制を強化するなど、耐震化促進に向けた取組を一層進めてまいります。</p>	D
---	--	---	---

## 1 沿道建築物の耐震改修助成制度メニューの変更概要

○沿道建築物に対する国の補助制度について、新たに地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱及び補助金交付要綱が策定され、これまで間接補助と直接補助の2つであったものが、令和3年4月1日から間接補助に一本化されることを踏まえ、市の補助率及び限度額を修正する。なお、この変更による申請者、国、県、市の負担割合に変更はない。

## 2 具体的な内容

### (1) 耐震改修

木造	想定事業費 180万円				
	市補助率 3/4		1/15	11/60	
	市限度額 135万円		12万円	33万円	
<変更前>	市 11/36	県 1/9	国 1/3	国 (直接)	申請者
↓					
市補助率 49/60 (3/4+1/15)				11/60	
市限度額 147万円 (135万円+12万円)				33万円	
<変更後>	市 11/36	県 1/9	国 2/5 (国1/3+国(直接)1/15)		申請者

非木造	想定事業費 6,000万円				
	市補助率 2/3		1/15	4/15	
	市限度額 4,000万円		400万円	1,600万円	
<変更前>	市 2/9	県 1/9	国 1/3	国 (直接)	申請者
↓					
市補助率 11/15 (2/3+1/15)				4/15	
市限度額 4,400万円 (4,000万円+400万円)				1,600万円	
<変更後>	市 2/9	県 1/9	国 2/5 (国1/3+国(直接)1/15)		申請者

### (2) 除却

木造	想定事業費 133万円				
	市補助率 3/4		1/15	11/60	
	市限度額 100万円		8万円	25万円	
<変更前>	市 11/36	県 1/9	国 1/3	国 (直接)	申請者
↓					
市補助率 49/60 (3/4+1/15)				11/60	
市限度額 108万円 (100万円+8万円)				25万円	
<変更後>	市 11/36	県 1/9	国 2/5 (国1/3+国(直接)1/15)		申請者

※ 変更後の市限度額については、万円単位として端数処理により設定。

非木造	想定事業費 3,000万円				
	市補助率 2/3		1/15	4/15	
	市限度額 2,000万円		200万円	800万円	
<変更前>	市 2/9	県 1/9	国 1/3	国 (直接)	申請者
↓					
市補助率 11/15 (2/3+1/15)				4/15	
市限度額 2,200万円 (2,000万円+200万円)				800万円	
<変更後>	市 2/9	県 1/9	国 2/5 (国1/3+国(直接)1/15)		申請者